**事務所通信（平成２７年１２月）**

**中国等外国に家族がいる方への大事なお知らせ**

**適用時期：Ｈ28.1.1以降に支払われる給与等について**

H28年より中国等外国に家族がいる方が、その家族を扶養とするには以下の書類をそろえて、年末調整までに提出していただく必要があります。

1．**その外国にいる家族を証明するための書類**

**（日本人留学生等は①、本国に家族がいる方は②）**

①戸籍の附票の写しやその他の国又は地方公共団体が発行した書類

＋その親族の旅券の写し

　　　②外国政府や外国の地方公共団体が発行した書類で、その親族の氏名、生年月日、住所（居所）が書いてあるもの

2．**実際に送金したことを証明する書類（③または④）**

③銀行等が発行する送金記録でその従業員から外国の家族一人ひとりへ支払をしたことがわかる書類。

　　　④クレジットカード会社の明細等で、外国の家族が買い物をして、その代金をその従業員の口座等から引き落とされていることがわかる書類。

※注：ただし、これらの書類が**日本語以外で作成**されている場合は、日本語に

訳したものを出していただく必要があります。

　以上のことより、当事務所では**Ｈ28．1．1以降支払の給与より**中国等外国にいるご家族に関しては一旦扶養を外させて頂きます。

Ｈ27より所得税が増加致しますので、**手取りが減る**ことを該当する従業員の方へお伝えください。

（上記１．２の書類を提出して頂ければ、その分は年末調整時に還付できます）

（イメージ）

Ｈ28．1以降に支給する給与からは、毎月の給与計算で扶養控除できません。

源泉所得税が上がる分、手取りが減ります。

年末調整までに「外国に家族を証明するための書類」と「実際に送金したことを証明する書類」の両方を**提出**

年末調整までに「外国に家族を証明するための書類」と「実際に送金したことを証明する書類」の**提出がない**

そのまま扶養控除なしで年末調整

扶養控除ありで年末調整し還付

　○配偶者の範囲は・・・①夫婦の本国法が同一である場合には、その法による。

　　　　　　　　　　　　②その法がない場合において夫婦の常居所地方が同一であ

るときは、その法による。

　　　　　　　　　　　　③そのいずれの法もないときは、夫婦に最も密接な関係があ

る地の法による。

　○親族の範囲は・・・民法の規定による親族（配偶者、6親等内の血族及び3親等内

の姻族）をいう。

　○「生計を一にしている」とは・・・①当該他の親族と日常の起居を共にしていない

親族が、勤務の余暇には当該他の親族のもとで起

居を共にすることを常例としている場合

　②これらの親族間において、**常に**生活費等の送

金が行われている場合